

科学研究費助成事業 研究成果報告書

令和 4 年 4 月 23 日現在

機関番号：11301

研究種目：若手研究

研究期間：2018～2021

課題番号：18K12670

研究課題名（和文）再建型手続から見た倒産法上の基本概念の再検討

研究課題名（英文）Reconsideration of basic concepts of the bankruptcy law from viewpoint of reorganization

研究代表者

宇野 瑛人（UNO, Akito）

東北大学・法学研究科・准教授

研究者番号：00734708

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 3,000,000円

研究成果の概要（和文）：倒産手続において用いられるいくつかの基本概念（具体的には、破産手続開始及び否認要件として用いられる支払不能概念、債権者平等に関わる諸概念（有害性、相殺の合理的期待、別除権）、手続対象財産に関する概念（取戻権、倒産隔離）を取り上げた。）について改めて検討を行った。こうした基本概念はその殆どが戦前の破産手続との関係で導入されその素地が形作られてきた一方で、近時はそれらが破産手続のみならず再建型の倒産手続（民事再生ないし会社更生手続）にも応用されていることを意識しつつも、概念の生成過程における議論の歴史的展開を十分に踏まえた上で、概念の内容理解についての現代的な分析視角を得ることを試みた。

研究成果の学術的意義や社会的意義

従来の学説は戦前から構築されてきた概念の内容を前提として個別の問題に対応する為の微修正を行う議論や、逆にそれらを現代的な問題に適合する為に全く新しい内容に刷新する議論がなされてきたものの、本研究は歴史的に展開されてきた議論をいまいちど吟味することでその射程を明らかにすると共に、その上に現代的な問題へ対処する為の議論を構築する為の視座を得ようとする点にその学術的意義がある。社会的には、こうした現代的な問題への対応の為の視座は、近時倒産実務や判例において現れている問題に対して、有効であるが必ずしも突飛なものではない道具を提供する意義を有する。

研究成果の概要（英文）：Objects of study were some basic concepts used in bankruptcy law, which were reexamined from following viewpoint：While most of these basic concepts were introduced and formed in relation to liquidation procedure, they have recently been also applied to restructuring procedures. But this reexamination paid attention to the historical basics of emergence and development of the concepts debated from the before the war. On the other hand at the same time, paying attention also to their application not only to liquidation procedure but also to restructuring procedures, we have tried to obtain a modern analytical perspective on the understanding of the concepts.

研究分野：倒産法

キーワード：倒産法

1. 研究開始当初の背景

我が国の倒産処理法においては、それに特有の法概念が複数用いられている。これら法概念は、その殆どが明治から大正時代における我が国への倒産法を規律する諸法典の制定と、それに際しての当時の研究者による外国法(主にドイツ法)の参照に由来するものと思われる。現在においても、条文上の概念の定義や学説における概念の基本的理解はこうした伝統的議論を受け継いでいる。

他方、これら概念導入期の倒産処理法は基本的に破産(清算型倒産手続)を念頭に論じられてきたところ、特に平成期以後の倒産処理法は再建型手続が発達し、これに特有の問題も多く生じるようになった。そうだとすれば、倒産における基本的法概念もこうした新たな展開に即した発展が必要とされるところ、少なくとも条文上は破産法において用いられる諸概念を微修正する形で概念構成がなされている。

2. 研究の目的

本研究は、1で述べた背景を念頭に、元々は破産法において生成・発展されてきた基本概念を、現代的な、特に再建型手続との関係で生じる新たな問題に対処可能な概念として把握する為の基本的視座を獲得し、かくしてこれら基本概念を再吟味・改鑄することを目的とするものであった。

3. 研究の方法

(1) 対象

倒産法上の基本概念といっても多岐にわたるため、本研究ではその内いくつかを取り上げる形で検討を行った。具体的には、倒産手続の開始要件であると同時に、一部の否認権の要件として用いられる支払不能概念、これと関連して否認権における有害性概念を取り上げた。さらに、倒産手続において一般に意味を持つであろう債権者平等原則に関連して、上記否認権における有害性に加えて、相殺権の保護範囲(合理的相殺期待、対象債権の相互性)、別除権といった概念も取り上げた。この内、別除権との関係では非典型契約の取扱いを特に取り上げつつ、それと関連して取戻権ないし破産手続対象財産の範囲と対象財産となることの意義(倒産隔離効を含む)を検討対象とした。

(2) 手法

伝統的な法学的研究方法論としての、過去及び現在のテキストの読解と分析を前提に、それらテキストの分析から得られた示唆を活用して新たな理論を展開する方法を採用した。ここでいうテキストには、国内の文献のみならず国外のそれをも含み、いわゆる比較法の手法も活用する(なお、外国における資料を論文等で紹介することそのものよりも、それらの分析から如何なる視座を獲得し、どのように国内法に関する議論に利用するかということにより重点を置くものである)。

4. 研究成果

(1)各概念について、それまでの議論状況をまとめつつ、比較法や近時の判例を踏まえて新たな検討視角を設定することを想定していたが、実際には、日本法における旧来の議論状況を再確認する段階において、従来必ずしも読み取られていなかった視角を得ることが可能であることが発見された。

例えば、支払不能概念との関係では、現行法(破産法2条9項)が前提とする概念の定義が、現行法制定時期(2000年台前半)における旧来からの通説的定義を採用したものであることは広く知られているところであり、その上で、履行期到来の要否といった当該定義規定の解釈論(ないしその変更の為の立法論)の形で現代的な問題に対処する為の議論がなされていた。もっとも、そもそも旧来からの通説的定義の生成過程やその本来の意味について、旧来の日本法の議論(旧商法時代の議論も含む)や、その基礎となったドイツ法の議論になお掘り下げるべき点が残されていた。そうした検討は、現在主要な争点となっている上記解釈論ないし立法論について、そのいずれの立場を採用して問題を解決するのかということ以前に、そうした立場の分科はそもそも何故起こるのか、議論が分かれること自体にどのような意義があるのかを明らかにすることに繋がった。同様に、否認における有害性論についても、旧破産法における議論に遡ると、民法の詐害行為取消権における詐害性論との関連が見出だせるところ、それと倒産法固有の概念である(ないし、あった)ところの支払不能・支払停止概念との関係がはつきりしないという問題を発見することができた。相殺権における合理的相殺期待論についても旧破産法下での概念生成期における理論的前提を必ずしも明確には認識しないまま議論が展開されているところがあり、そのことが近時判例で問題となった三者間相殺における相殺の許容性の議論にも影響を与えていることが確認される。別除権(特に、非典型担保についての性質決定)の議論においても、非典型担保を別除権と見るか取戻権と見るかといった基本概念の利用方法についての対

立がどのような理論的前提の下で問題となってきたのかを、別除権説の嚆矢となった見解の再検討を通じて再認識することが有益であることを発見すると同時に、かような見解自体内在的になお検討すべき点を残していることを確認した。

(2) その為、こうした過去の議論の再検討の上に新たな視座を設定する作業は必ずしも当初予定したほど明瞭にはなされていない(そもそも、過去の議論の理解の解像度を上げることによってなお議論が可能である領域が多くあった)が、いくつかの問題について従来当然の前提とされてきたことを問い直す機会を得た。

例えば、支払不能概念についてはそもそも履行期到来の要否という主要論点のみならず、従来はそれほど対立が見られなかった支払能力概念の構成や、概念全体の構造把握についてなお検討が必要であること、再建型手続の開始要件として用いられる支払不能のおそれ概念について、従来履行期到来が当然に不要とされることが支払不能概念との差異として認識されてきたところ、そもそもそうした把握は全く自明ではないことを指摘した。有害性論との関係でも、個別の否認権成立要件の相互の関係(民法の詐害行為取消権におけるいわゆる相関判断説との関係)を論じる必要があり、またそもそも有害性自体を有害結果発生危険として把握し直す可能性があること、そもそも有害性の捉え方が再建型手続では異なり得る(但し、ドイツ法やフランス法とは異なって日本法において「有害性」という表現を用いることとの関係には注意が必要である)ことを指摘した。相殺の合理的期待については、合理的期待が保護される根拠としての低与信者への与信促進という経済政策的考慮について、その積極的推進自体副作用を伴う自明でない選択であること、このような態度決定からは合理的期待が如何なる範囲で認められるかを画することが困難であり、近時三者間相殺において展開されるような合理的期待を根拠に相殺の保護範囲を拡大する議論には注意が必要であることを指摘すると共に、合理的相殺期待とは異なるタイプの議論(特に、担保としての相殺権と決済ルールとしての相殺の区別の観点)がなお有効に働き得ることを指摘した。別除権に関しては、そもそもある権利を別除権だと性質決定することから従来導かれてきた帰結が当然には導かれないこと、近時なされているような民法上の法律構成と倒産法上の性質決定を切断する見解は少なくとも従来議論の前提を否定する性質のものであることを確認すると共に、従来から非典型担保について倒産法上目指されてきた帰結は、別除権という性質決定のみならず、取戻権という(従来は別除権と対置されてきた)構成の下でも実現可能であることを指摘した。そして、最終的には倒産法外での非典型担保権者の地位を倒産法上どのような根拠でどこまで変更し得るのかを考察する必要があり、その意味で倒産手続の目的(合理的な債務者財産の清算あるいは債務者再建の促進といった形で手続類型に応じて議論が異なり得る)を踏まえた検討が必要となることを指摘した。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計8件（うち査読付論文 0件／うち国際共著 0件／うちオープンアクセス 3件）

| | |
|---------------------------------------|---------------------|
| 1. 著者名 宇野瑛人 | 4. 巻 9 |
| 2. 論文標題 倒産手続における留保所有権の法性決定論についての覚書 | 5. 発行年 2021年 |
| 3. 雑誌名 東北ローレビュー | 6. 最初と最後の頁 13-35 |
| 掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし | 査読の有無 無 |
| オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である） | 国際共著 - |

| | |
|--|--------------------|
| 1. 著者名 宇野瑛人 | 4. 巻 136 |
| 2. 論文標題 支払不能概念の構造とその機能についての一視角（2） | 5. 発行年 2019年 |
| 3. 雑誌名 法学協会雑誌 | 6. 最初と最後の頁 1055 |
| 掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし | 査読の有無 無 |
| オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難 | 国際共著 - |

| | |
|--|--------------------|
| 1. 著者名 宇野瑛人 | 4. 巻 136 |
| 2. 論文標題 支払不能概念の構造とその機能についての一視角（3） | 5. 発行年 2019年 |
| 3. 雑誌名 法学協会雑誌 | 6. 最初と最後の頁 1240 |
| 掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし | 査読の有無 無 |
| オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難 | 国際共著 - |

| | |
|--|--------------------|
| 1. 著者名 宇野瑛人 | 4. 巻 136 |
| 2. 論文標題 支払不能概念の構造とその機能についての一視角（4） | 5. 発行年 2019年 |
| 3. 雑誌名 法学協会雑誌 | 6. 最初と最後の頁 1480 |
| 掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし | 査読の有無 無 |
| オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難 | 国際共著 - |

| | |
|---|--------------------|
| 1. 著者名 宇野瑛人 | 4. 巻 136 |
| 2. 論文標題 支払不能概念の構造とその機能についての一視角(5)(完) | 5. 発行年 2019年 |
| 3. 雑誌名 法学協会雑誌 | 6. 最初と最後の頁 1706 |
| 掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし | 査読の有無 無 |
| オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難 | 国際共著 - |

| | |
|--|-------------------|
| 1. 著者名 宇野瑛人 | 4. 巻 25 |
| 2. 論文標題 「事業譲渡」の無償行為否認・非義務的偏頗行為の否認と支払不能の発生時期 | 5. 発行年 2019年 |
| 3. 雑誌名 新・判例解説Watch | 6. 最初と最後の頁 213 |
| 掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし | 査読の有無 無 |
| オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である) | 国際共著 - |

| | |
|--|------------------------|
| 1. 著者名 宇野瑛人 | 4. 巻 136 |
| 2. 論文標題 支払不能概念の構造とその機能についての一視角(1) | 5. 発行年 2019年 |
| 3. 雑誌名 法学協会雑誌 | 6. 最初と最後の頁 375-461頁 |
| 掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし | 査読の有無 無 |
| オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難 | 国際共著 - |

| | |
|---------------------------------------|------------------------|
| 1. 著者名 宇野瑛人 | 4. 巻 82 |
| 2. 論文標題 債務者の財産状態と財産減少行為否認の有害性 | 5. 発行年 2018年 |
| 3. 雑誌名 法学 | 6. 最初と最後の頁 365-408頁 |
| 掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし | 査読の有無 無 |
| オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である) | 国際共著 - |

〔学会発表〕 計0件

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

| | 氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号) | 所属研究機関・部局・職 (機関番号) | 備考 |
|--|---------------------------|-----------------------|----|
|--|---------------------------|-----------------------|----|

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

| 共同研究相手国 | 相手方研究機関 |
|---------|---------|
|---------|---------|